

令和元年度における
温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

経済産業省

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

なお、本取りまとめは、経済産業省本省（資源エネルギー庁、中小企業庁を含む。）、特許庁、地方経済産業局（産業保安監督部を含む。）及び経済産業研修所における契約の締結実績について取りまとめたものである。

経済産業省における令和元年度の環境配慮契約の締結実績

令和元年度においては、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

具体的には、基本方針において契約方法が定められている、①電気の供給を受ける契約（裾切り方式¹）②自動車の購入及び賃貸借に係る契約（総合評価落札方式²）、③船舶の調達に係る契約（船舶の設計（プロポーザル方式³）、小型船舶の調達（裾切り方式））、④省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約（プロポーザル方式）、⑥建築物の維持管理に関する契約、⑦産業廃棄物の処理に係る契約（裾切り方式）のうち、①、②及び⑦に関連して以下のとおり契約を締結した。

I. 電気の供給を受ける契約

経済産業省本省（高圧）、特許庁、経済産業研修所及び中部経済産業局においては、使用する電気の調達に関して、環境配慮契約を締結した。

経済産業省本省（低圧）においては、使用する電気が少量のため、随意契約にて電力供給契約を締結した。

その他の地方経済産業局においては、合同庁舎に入居している等の理由のた

¹ 入札参加資格を設定し、基準を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式

² 価格にかかる評価点のほかに、価格以外の要素に係る評価点を評価対象に加えて品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を考慮した結果、最も優れた者を落札者とする方式

³ 設計者や設計組織の持つ想像力、技術力、経験などを技術提案書（プロポーザル）から評価し、その設計業務の内容に最も適した設計者を選ぶ方式

め、契約を行っていない。

II. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

経済産業省本省及び地方経済産業局において、計6台の自動車を購入、計5台の自動車を賃貸借した。これら計11台のうち、10台については総合評価落札方式により環境配慮契約を締結した。

その他の1台については、総合評価落札方式の例外規定として「環境性能がほとんど寄与しない場合は、必ずしも本方式を適用しない」ことが定められており、同規定に該当するため最低価格方式により契約を行った。

III. 建築物の維持管理に関する契約

経済産業研修所において2件の契約を締結したが、次年度以降の管理・運營業務が定まらなかったことから、随意契約により平成28年4月から平成31年3月までの契約を平成31年4月末まで延長する必要があったこと、平成31年5月からの庁舎管理・運營業務について、建築物の維持管理に関する契約に係る基本方針の閣議決定(平成31年2月8日)前に公告したことから、それぞれ環境配慮契約を締結しなかった。

IV. 産業廃棄物の処理に係る契約

経済産業省本省及び特許庁において計5件の契約を締結し、このうち3件については、環境配慮契約を締結した。

その他の2件については、PCB 廃棄物の処理のため受託業者が特定されているものであったこと、低濃度 PCB 廃棄物の運搬処分の性質上応札可能業者が少数であり、十分な競争性を確保できない可能性があったことから、それぞれ環境配慮契約を締結しなかった。